

報告日：2022年2月14日

令和3年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

表紙（概要）

1. 法人名等

法人名	学校法人関西大学
法人代表者	理事長 芝井 敬司
担当部署	総務局秘書課
お問合せ先	06-6368-1121

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
I. 自律性の確保	遵守	1-1	①「遵守」
II. 公共性の確保	遵守	2-1	①「遵守」
		2-2	①「遵守」
III. 信頼性・ 透明性の確保	遵守	3-1	①「遵守」
		3-2	①「遵守」
		3-3	①「遵守」
IV. 継続性の確保	遵守	4-1	①「遵守」
		4-2	①「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

①担当部局における遵守状況の点検（実施項目の確認）
⇒②常任理事会へ①の報告、①に基づく私大連への報告内容を審議了承
⇒③監事会、理事会、評議員会へ②の報告
⇒④ステークホルダーへの公表（WEB）、私大連へ報告書提出

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守原則1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	以下の取組等により、基本原則と遵守原則は遵守できていると判断する。 ●長期ビジョン（20年間）・政策目標（10年間）を踏まえた中期行動計画（5年間）の策定の取組み ◆本法人では、建学の精神・学是を踏まえつつ、2016年11月に創立150周年に向けた20年スパンの長期ビジョン「Kandai Vision 150」を掲げるとともに、これに基づく政策目標（前期10年）を策定した。併せて、これらを具現化するため、各実施主体において中期行動計画（5年）を策定し、毎年度ローリング方式により、進捗の確認及び計画の見直しを行っている。中期行動計画の進捗及び計画については、年度末に常任理事会及び理事会に上程し、承認を得るとともに、学内外に公表している。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守原則2-1 有益な人材の育成

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	以下の取組等により、基本原則と遵守原則は遵守できていると判断する。 ●全学的組織「内部質保証推進プロジェクト」の下での内部質保証の取組み ◆長期ビジョン「Kandai Vision150」を策定し、学是を踏まえた将来構想に基づき、諸事業を展開している。また、学長の下に「内部質保証推進プロジェクト」を置き、教育、研究、社会貢献などの全学的な事項に係る企画・立案・検証を行うとともに、各部局単位での内部質保証は、当該構成員が自覚と責任ある行動に基づいて行い、当該部局の運営に責任を負う執行部などが主体となって推進している。

遵守原則2-2 社会への貢献

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	以下の取組等により、基本原則と遵守原則は遵守できていると判断する。 ●「学理と実際との調和」を求める学是「学の実化」に基づく社会連携活動の推進 ◆学是である「学の実化」の下、教育研究成果を社会に還元するための様々な取組を、社会連携部、図書館、学生センター、博物館及び各キャンパスで行っている。とりわけ学長直下の「社会連携部」では、「社会連携基本方針」に則り、産学官連携センター、知財センター、地域連携センター、高大連携センター、イノベーション創生センター、なにわ大阪研究センター及び医工薬連携科学教育研究機構の6センター・1機構を設置し、公開講座の開催、課題解決型の地域連携事業や研究成果の実用化開発・技術移転活動、アントレプレナーの養成、高大接続事業、医工薬連携事業等、多彩な連携事業を展開している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	以下の取組等により、基本原則と遵守原則は遵守できていると判断する。 ● 常任監事の設置と監事機能の強化 ◆ 2020年10月に常任監事を設置するとともに、監事監査規程を制定し、同規程に基づき監事監査を実施している。具体的には、①監事は、監事監査計画や監査報告書、監査意見書等を策定している、②監事は、評議員会や理事会に出席（常任監事は常任理事会にも出席）して毎回積極的に意見を述べている、③監事会は、概ね月2回開催されており、活発な意見交換が行われている、④監事と会計監査人、監査室が同席し、協議できる場を設けている、⑤監事監査は、監査室が事務の補助を担っている。なお、監事は、文部科学省、私立大学連盟等の監事研修を毎年受講している。また、監事の選任については、規則を定め、監事選考委員会を設置して手続きを進めている。

遵守原則3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	以下の取組等により、基本原則と遵守原則は遵守できていると判断する。 ● 権限及び職責の分担と職務分掌の明確化 ◆ 「理事会・常任理事会議案取扱基準」を定めるとともに、理事会の権限に属する事項のうち、常勤役員や学校長等役職者において専決処理すべき事項について定め、責任の所在を明確にし、合理的かつ能率的な事務の処理を図ることを目的に、「事務専決規程」及び「事務専決権限に関する内規」を定めている。これら基準等に基づき、適切に業務執行を行っている。また、コンプライアンス経営を強化する目的として、「研究活動における不正行為に関する取扱規程」や「関西大学公益通報者保護規程」を制定し、運用している。

遵守原則3-3 積極的な情報公開

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	以下の取組等により、基本原則と遵守原則は遵守できていると判断する。 ● 学園一体となった広報活動とステークホルダーへの積極的な情報提供 ◆ 常任理事会の下に設けられた広報専門部会において、広報活動に関する基本方針を策定し、戦略的な広報展開を行っている。 ◆ 法令上の項目に限らず、教育、研究、社会貢献などに関する多様な取組や活動をはじめ、財務・資産状況、自己点検事項など幅広い事項を、ウェブサイトや広報誌、ソーシャルメディア、メディア懇談会を活用し、広く社会に開示している。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守原則 4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>以下の取組等により、基本原則と遵守原則は遵守できていると判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●理事会、常任理事会等の役割と権限の明確化 ◆理事会の下に日常の業務執行を担う常任理事会を設置し、議案取扱基準により議案整理を行っている。また、「事務専決規程」を制定し、意思決定の迅速化と責任の明確化を図っている。

遵守原則 4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>以下の取組等により、基本原則と遵守原則は遵守できていると判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「恒常的募金推進検討専門部会」において策定した戦略プランに基づく取組み ◆関係部局から提案されたプランの中から、実現可能性がありかつ寄付金収入の増加に繋がるものを順次実行している。直近では、高額な寄付をいただいた方を顕彰する制度を設け、栄誉称号を贈呈するとともに寄付者と法人・教学の役職者との交流会を開催している。 ●「資金運用方針」の策定及び公開 ◆リーマンショック後に改訂した「資金運用規程」に基づき、外部委員を含む資金運用委員会で策定した「資金運用方針」を理事会で議決している。同方針には、有価証券投資額の上限や投資資産の配分割合などを盛り込み、これに沿った資金運用を行うとともに、当該方針と年間の運用結果をウェブサイトで公開している。 ●危機管理体制の維持・向上への取組み ◆危機事象の発生に備え、危機管理規程を制定し、危機レベルに合わせた対応が可能な体制の整備を図っている。また、事業継続計画、規程、マニュアルの整備、安否確認システムの整備、訓練を行っているほか、「国土強靱化貢献団体認証」を取得し、本学の学生生徒等、教職員のみならず、地域住民等の安全確保を図り、地域と連携している。

2. 追加事項

--